

学生等の課外活動等によるゴルフ場共同利用証明書

第
令和 年 月 日
号

.....

学 校 の 所 在 地
.....
学 校 の 名 称
.....
学 長 又 は 校 長
..... 印

~~本学~~ ~~学生~~ ~~本学~~ ~~保健体育科目の実技~~ (地方税法施行規則第 8
の 生 徒 か の
本 校 教 員 本 校 公 認 の 課 外 活 動 (地方税法施行規則第 8

~~条の12第1号該当)~~
として共同して利用することを証明します。
条の12第2号該当)

なお、利用者の名簿を別紙のとおり添付します。

記

団 体 の 名 称	
利 用 目 的	
利用するゴルフ場の所在地	兵庫県宝塚市芝辻新田字花折7-2
利用するゴルフ場名	太平洋クラブ宝塚コース
利 用 す る 期 間	令和. 年 月 日
利 用 す る 人 員	人

御注意 学長又は校長の印は、職印を使用する。

学 年 又は 学 部	生徒番号 又は 学 番	住 所 (電 話 番 号)	氏 名	生 年 月 日 (年 齢)
				歳
				歳
				歳
				歳
				歳
				歳
				歳
				歳
				歳
				歳

御注意

- この(別紙)は必ず「学生等の課外活動等によるゴルフ場共同利用証明書」(税62333-1)に添付して使用してください。
- 生徒又は学生を引率する当該学校の教員の利用がある場合は、当該教員の利用分についても証明が必要です。な
その場合は当該教員の職・氏名を氏名欄に記載してください。

※ 兵庫県税条例第69条の2の規定により、非課税(学生等の課外活動等)の適用を申し出る場合は、次の書類が必要で

- ① 非課税適用申出書の提出
- ② 学生等の課外活動等によるゴルフ場(共同)利用証明書(この証明書)の提出
- ③ 本人確認できる書類の提示

しかしながら、この(別紙)の写しをとり、下記の項目を記載すれば、①非課税適用申出書の替わりと
することができます(利用日が複数にわたる場合は一日の利用毎に写しが必要です。)

利用するゴルフ場名 (特別徴収義務者)	利 用 年 月 日	学 校 名	「学生等の課外活動等」に よる ゴルフ場共同利 用証明書」(税 62333-1)の証明書番号
大平洋クラブ宝塚コース			第 号